兵庫県立農業高等学校(定時制課程)いじめ防止基本方針

兵庫県立農業高等学校 (定時制課程)

1 本校の方針

校訓「ゆたかな情操・たゆまぬ研鑽」の精神を基調に 21 世紀の日本の担い手としての自覚と、 豊かな創造性及び人間愛の精神を持ち、自らが主体的に判断し、行動できるこころ豊かな人材育成 を目指している。

すべての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な教育活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「兵庫県立農業高等学校(定時制課程)いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え

本校は、平成29年度に創立70周年を迎えた歴史と伝統を誇る夜間定時制高校である。従来からの勤労生徒に加え、小中学校で不登校を経験した者や様々な困難を抱える生徒が多数学んでいる。そこで、生徒相互、及び生徒と教職員との人間的な触れ合いをもとに、好ましい人間関係を築いていく中で社会性を養い、自主・自立の精神を育み、生徒の心に訴える生徒指導を実践している。また、自己有用感や規範意識を高めるために、生活体験発表会やボランティア活動、地域での定期的な清掃活動や地元自治会との合同による防災夜回り活動等にも力を入れている。更に、対人関係スキルの向上にむけてソーシャルスキル・トレーニングを実施している。

いじめについては、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が共有し、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築しいじめの防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他の関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

|別紙1|| 校内指導体制及び関係機関

また、いじめが教職員や大人の気が付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、 教職員が生徒の小さな変化を敏感に察し、いじめを見逃さず、早期発見するためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行うため、包括的な取り組みの方針、いじめの防止のための取り組み、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) いじめ発生時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速ないじめの解決に向けた組織対応を別に定める。

別紙4 組織対応

別紙5 対応手順と対応方針

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受けた生徒の状況で判断する。身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司及び民生委員・児童委員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し事態の解 決に向けて対応する。

5 その他の事項

地域社会に貢献できる魅力と特色ある学校づくりを展開してきた本校は、これまでも情報発信に 努めてきた。いじめの防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の 基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会、三者面談、家 庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域に周知し、理解と協力が得られるよう努める。

また、いじめの防止等に実効性の高い取り組みを実施するため、本方針が学校の実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直しを行う。本方針の見直しに際しては、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参画が確保できるよう留意する。また、地域と支え合い協働できる方針となるよう保護者等地域からの意見を傾聴するように心がける。

①校内指導体制

【保護者・地域との連携】 いじめ対応チーム 相談 • 学校評議員会 <構成員> · 地域自治会 校長、教頭、生徒指導部長、教務部長、学年主任、 · 中学校 · 小学校 生徒指導係、養護教諭、保健部長、保健係 • 保護司 支援 ・民生委員・児童委員 等 キャンパスカウンセラー 相談 【ネット上のいじめ】 ・県警サイバー犯罪対策課 <調査班> • 法務省人権擁護局 等 生徒指導部長、生徒指導係 <u>___</u>いじめ発生 、 学年主任、担任、養護教諭 支援 緊急対応会議 <対応班> 【関係機関との連携】 生徒指導部長、学年主任、担任 • 加古川警察署 学年団、部活動顧問等 相談 東播少年サポートセンター ↓T 助言 報告・相談 中央こども家庭センター ・ひょうご発達障害者支援 県教育委員会 支援 センター クローバー ※調査班は、事実確認・報告資料の作成等を行う ・職場 (アルバイト先) ※対応班は、いじめに関係した生徒・保護者等に · 播磨東教育事務所 対する指導・支援を行う

②いじめの未然防止

□学習指導の充実

- ・学習における規律づくり
- 個に応じた指導

(ひょうご発達障害者支援センターとの連携)

- ソーシャルスキル・トレーニングの実践
- □特別活動の充実
 - ・ 生活体験発表大会の充実
 - ・生徒主体による学校行事運営
 - ・ボランティア活動(神戸マラソンなど)への参加
 - 地域清掃活動の実施
- □教育相談の充実
 - ・個別面談の定期実施
 - キャンパスカウンセラーの活用
- □人権教育の充実
 - ・人権意識の高揚
- □情報教育の充実
 - ・情報モラル向上のための指導
 - ・ネット犯罪防止講演会の開催
- □保護者・地域との連携
 - ・学校いじめ防止基本方針の周知
 - ・オープンハイスクール、公開授業の実施
 - ・地域交流活動、防災夜回りの実施

③いじめの早期発見

- □情報の収集
 - 教員の観察による気づき
 - 養護教諭からの情報
 - ・生徒・保護者・地域からの情報
 - ・始業時、給食時、放課後の校内巡回指導
 - ・アンケートの実施
 - ・定期的な個別、三者面談の実施
- □相談体制の確立
 - ・担任、養護教諭による教育相談
 - キャンパスカウンセラーの活用
- □情報の共有
 - ・報告の徹底
 - ・生徒情報交換会や職員会議での全職員で の情報の共有
 - ・特別な支援の必要な生徒の実態把握
 - ・次年度への申し送り事項の徹底

いじめ早期発見のチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

□ 1	天井や掲示物が破れていたり、壁や机に落書きがある。
$\square 2$	教室内によくゴミが落ちていたり、ゴミ箱にゴミがあふれている。
□3	他の生徒の机と机の間隔とは大きく違って、特定の生徒だけの机の間隔が他の生徒と開いてい
	る。
$\Box 4$	グループ分けをすると特定の生徒だけが残ってしまう。
□ 5	班活動にすると、特定のグループが他のグループを寄せ付けない雰囲気がある。
□ 6	些細なことで特定の生徒を冷やかしたりするグループがある。
\Box 7	特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある。
□8	クラスやグループの中で絶えず周囲の者の顔色をうかがっている生徒がいる。
$\Box \Box \alpha$	授業中に 特定の仕往に消しずん笑を提げている。

いじめられている子

$\Box 10$	一人でいることが多い。また、小さな物音に対しても敏感に反応する。
$\Box 11$	遅刻・欠席・早退が多くなっている。
$\Box 12$	体調不良を訴えて保健室に行きたがる。
$\Box 13$	他の生徒からの、悪口や攻撃に対して、何もしないで愛想笑いをしている。
$\Box 14$	教職員の近くに居ようとしたり、話しかけたまま離れようとしない。
$\Box 15$	持ち物や机に落書きをされる。
$\Box 16$	靴箱のくつ(体育館シューズやスリッパ)を違う靴箱に入れられたり、隠される。
$\Box 17$	持ち物が隠されたり、壊されたりする。
$\Box 18$	発言すると、声をかけられたり、からかわれたりする。
$\Box 19$	服にクツ跡がついていたり、ボタンがとれていたり、ポケットが破れていたりする。
$\Box 20$	手足に傷やあざがある。
$\Box 21$	毎日おごらされたり、必要以上のお金を持ってくる。
$\square 22$	給食時にパンを取られたり、必要以上に食べさせられたりする。
$\square 23$	部活動を休みがちになり、やめると言い出す。
$\Box 24$	他の生徒の行動ばかりを気にして、下を向いて視線を合わせず、目立たないようにしている。
$\square 25$	ケガをすることが多く、その状況と本人が言う理由が一致しない。

いじめている子

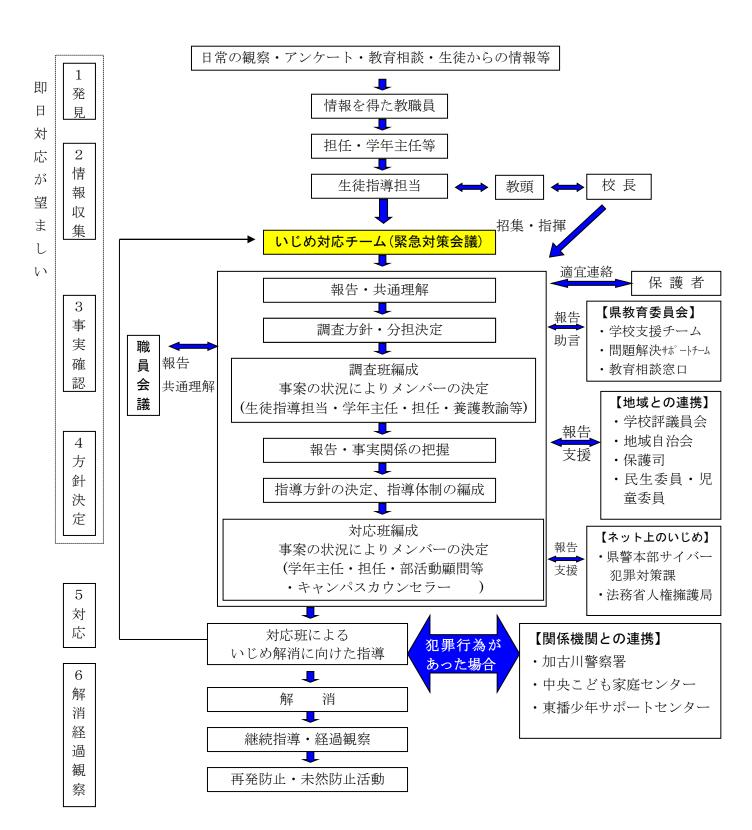
$\Box 26$	教職員の機嫌をとることが多く、教職員によって態度を変える。
$\square 27$	教職員の指導に大声を出して反抗したり、指導を受けずに帰ってしまう。
$\square 28$	グループで常に行動し、他の生徒を威嚇したり、指示したりする。
$\square 29$	特定の生徒だけに強い仲間意識を持っている。
$\square 30$	活発に活動するが、他の生徒にきつい言葉を使う。

別紙3	年間指導計画					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員			事案発生時、緊	急対応会議の開催	ŧ	
会議・研修等	いじめ対応 チーム 指導方針 計画作成 職員研修 *1	生徒情報交換会 個別対応 情報共有 *3	保護者会 保護者向け啓発 ** ⁴ 発達障害に関す る研修 ** ⁵	生徒情報交換会	カウンセリング マインド研修 ※6	生徒情報交換会
未然	総	合学習 ソーシャ	アルスキルトレー	ニング		総合学習
取り組みが防止に向けた	個別面談 生活実態の把握 ※2	人間関係づくり	生活体験作文 作成 *7	大縄跳び大会 人間関係づくり 生活体験発表会		体育大会人間関係づくり
早期発見に	中学校との 情報交換	個別面談	いじめ アンケート	三者面談 いじめ実態把握 聞き取り		個別面談
			ナルンパラ	カウンセリング		<u> </u>
み向			キャンハス	カワンピリング		
み同	10月	11月	12月	カリンピリング	2月	3月
職	10月		· ·	1月	2月	3月
	発達障害に関する研修		12月	1月 対応会議の開催	2月 発達障害に関す る研修	3月 いじめ対応 チーム 本年度のまとめ 次年度の課題
職員会議・研修等	発達障害に関す	生徒情報交換会	12月 事 案発生時、緊急 生徒指導研修会	1月 対応会議の開催 生徒情報交換会	発達障害に関する研修	いじめ対応 チーム 本年度のまとめ
職員会議・研修等	発達障害に関す		12月 事 案発生時、緊急 生徒指導研修会	1月 対応会議の開催	発達障害に関する研修	いじめ対応 チーム 本年度のまとめ
職員会議・研修等 未然防止に向け	発達障害に関す	生徒情報交換会総合学習県農祭神戸マラソンボランティア	12月 事案発生時、緊急 生徒指導研修会 インシャルス ネットいじめ等	1月 対応会議の開催 生徒情報交換会 キルトレーニング	発達障害に関する研修	いじめ対応 チーム 本年度のまとめ

※1 職員研修

いじめ防止基本方針を確認し指導方針や指導計画を提示し、非常勤講師を含めた全教職員で共通理解を図る。

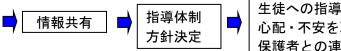
- ※2 個別面談/三者面談
 - 年度当初、各考査後、及び9月に実施し、学校、職場、家庭での生活状況を把握して生徒理解を深める。
- ※3 生徒情報交換会
 - 小規模校の特性を生かし、担任および教科担当からの生徒情報を全教職員で共通理解を図る。
- ※4 保護者会
 - 学校のいじめ防止基本方針を周知する。
- ※5 発達障害に関する研修
 - 外部の臨床心理士に授業を見学してもらい、発達障害の疑いのある生徒への個別対応の共通理解を図る。
- ※6 カウンセリングマインド研修
 - キャンパスカウンセラーを講師に、ロールプレイなど実践的な研修をする。
- ※7 生活体験作文作成/生活体験発表会 自分の過去と現在を見つめ直し、将来への希望を考えることで、自他を尊重する心を育む。



別紙5 いじめの対応手順と対応方針

事実確認

- 1 加害者、被害者
- 2 時間、場所
- 3 内容
- 4 背景、要因
- 5 期間



生徒への指導・支援 心配・不安を取り除く 保護者との連携

再発防止

被害者への対応

- 1 (受容) 辛い気持ちを受け入れ、共感すること で心の安定を図る。
- 2 (安心)「最後まで守りぬくこと」「秘密を守る こと」を伝え、「仕返し」等の不安を取 り除き、具体的支援内容を示し、学校 は味方であることを示す。
- 3 (見通し) 必ず解決できる希望が持てることを 伝える。
- 4 (自信・回復) 自信を持たせる言葉をかけるな ど、自尊感情を高めるよう配慮する。
- 5 (成長) 自立を支援し、自己理解を深め、いじ めを克服させる。

加害者への対応

- 1 (確認・傾聴) 頭ごなしに決めつけず、事実関 係、いじめた気持ち、生徒の背景にも 目を向け指導する。
- 2 (内省) いじめは決して許されない行為である ことを気づかせ、いじめられる側の気 持ちを認識させる指導。
- 3 (処遇) 毅然とした姿勢を示し、事の重大さを 認識させるとともに粘り強い指導を行 う。
- 4 (相談・連携) 警察への相談、通報すべき事案 の場合は速やかに関係機関と連携す
- 5 (回復)表面的な解決だけを見ず、継続的に必 要な指導を行う。

被害者の保護者への対応

- ・速やかに正確な事実を通知し、今後の対応 について保護者の思いを聞き、誠意ある対 応で信頼関係を構築する。
- ・いじめを防止する方法について、保護者と 協議する。
- ・学校の方針への理解を求める
- ・今後も家庭との連携を図る。

保護者からの相談への対応

- ・保護者が自分の子どもがいじめられている と思い込んで訴えてきた場合、クレーム扱 いせず、丁寧に事実確認をする。
- ・事実が確認できない場合は、学校の対応方 法を冷静に説明し、理解を求め、今後も引 き続き見守っていくことを伝える。

加害者の保護者への対応

- ・速やかに正確な事実を通知し、家庭での話 し合いを促す。
- ・保護者の心情を理解し、訴えを十分に聴く。
- ・いじめを防止する方法について、保護者と 協議する。
- ・具体的な助言を与え、立ち直りへの協力を
- ・被害者への謝罪等について話し合う。

傍観者、クラスへの対応

- ・当事者間だけの問題にとどめず、学級および学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者か らいじめを抑止する仲介者への転換を促す。
- ・見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・クラスで被害者の心の苦しさを理解させ、いじめを止められなかった自分自身の心の弱さにも焦点 を当て指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や体験事例、生徒作文等の資料をもとにいじめについて話し合い、自 分たちの問題として意識させる。